

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）	2

改正案	現行
<p>（自衛艦隊）</p> <p>第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、掃海隊群一、艦隊情報群一、海洋業務・対潜支援群一、開発隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>（艦隊情報群）</p> <p>第十八条の八 艦隊情報群は、艦隊情報群司令部及び情報隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。</p> <p>（艦隊情報群司令）</p> <p>第十八条の九 艦隊情報群の長は、艦隊情報群司令とする。</p> <p>2 艦隊情報群司令は、一等海佐をもつて充てる。</p>	<p>（自衛艦隊）</p> <p>第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、掃海隊群一、情報業務群一、海洋業務・対潜支援群一、開発隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>（情報業務群）</p> <p>第十八条の八 情報業務群は、情報業務群司令部及び情報支援隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。</p> <p>（情報業務群司令）</p> <p>第十八条の九 情報業務群の長は、情報業務群司令とする。</p> <p>2 情報業務群司令は、一等海佐をもつて充てる。</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行					
別表第三（第八条の三関係）				別表第三（第八条の三関係）			
備考 （略）	組織の区分	官職	種別	備考 （略）	組織の区分	官職	種別
	艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	一種		情報業務群司令部	情報業務群司令	一種